

平成30年度 部局長マネジメント方針

税務部長 やまだ いちろう
山田 市郎



仕事に対する基本姿勢

税務部が業務として扱っている税金というものは、ご承知のとおり公平・適正な賦課徴収が大前提となっております。もしこれが不公平・不適正であれば、住民と行政の信頼関係が損なわれ、市税収入の低下を招くこととなり、十分な行政サービスを提供することができなくなってしまいます。このため、納税者の皆さまが納得して税金を納めていただくための環境づくりとして、安心・安全・確実な口座振替の推奨や、金融機関に行かなくてもコンビニエンスストアで納付できるサービスを行ってきました。また、平日の日中お仕事等でなかなか納付の相談に行けない方のために、夜間・土日の納付相談窓口を年数回開設しております。

その一方で、課税客体を的確に把握することにより課税の不均衡を是正し、公平・適正な課税を行うとともに、納税者に対してわかりやすく丁寧な説明が行えるよう、税務職員としての知識習得などスキルアップが図れるよう資質向上に努めてまいります。

平成29年度の振り返り

平成28年度市税収入につきましては、収入額で言いますと、景気の緩やかな回復の影響を受け、税制改正により一部国税化された法人市民税以外の税目は増収傾向にあり、市税全体で約9億3千万円のアップとなりました。

また、収入率で言いますと（現年、滞繰合わせて）平成27年度97.3%であったものが0.8ポイント上昇し、平成28年度は98.1%となっております。これは従前から取り組んでおります口座振替制度やコンビニ納付などの徴収対策の成果が現れてきたものと考えており、府下平均（31市）を4年連続で上回っております。

収入率は前年比で上昇はしておりますが、景気に左右される中小企業が多い本市にとっては、今後も調定額も含め注視が必要と考えております。

そのため市税収入の確保に向けて住民税の特別徴収の推進、法人市民税・事業所税・固定資産税（償却資産）等の課税客体の把握に努めていきたいと考えております。

1 公平・適正な賦課徴収

地方税法及び関係法令並びに市税条例を遵守し、適正な事務執行を旨としつつ、厳しい財政状況の下、課税客体の的確な把握と滞納整理を推進し市税の徴収強化に努めます。

・新たな滞納繰越額の発生を抑制するため、現年課税分にかかる未納者に対し、滞納状況別の分類を行い、文書による督促はもちろんのこと、執務時間内に来庁することが困難な市民のために、夜間・休日納税相談窓口を開設し、定期的に電話による督促も実施しています。

《平成29年度実績》

休日 4月22日、23日 6月24日、25日 10月28日、29日
12月9日、10日 (延8日実施)

夜間 4月24日、25日 10月30日、31日 12月11日、12日
(延6日実施)

・滞納繰越分につきましては、納期内に納付されておられる方との公平性を確保する観点からも、支払能力があるにもかかわらず納付されない方に対し、預貯金、動産、不動産などの差押えを実施するとともに、インターネット公売などで換価処分を行っています。

《平成28年度実績》

《平成29年度実績》

動産の差押	1件	2件
預貯金等の債権差押	482件	476件
不動産の差押	133件	79件
無体財産	5件	10件
不動産の公売	落札額 2,461万円	落札額 4,160万円
インターネット公売	落札額 0円	落札額 757万円

(28年度は不動産公売のみ)

2 市税収入の確保

これまで継続してきた現年課税分未納者への早期対応、滞納整理の強化など、計画的かつ効率的な事務執行を続けたことにより、市税収入の確保については着実に成果を上げてきています。今後も、収入率の向上に効果的な従来の手法に加え、新たな収納機会や手法も検討しながら、引き続き効率的な収入確保策の実現に向けて努力を続けます。

《収入率の推移》（現年課税分+滞納繰越分）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東大阪市	96.35% (10 位)	97.30% (6 位)	98.07% (5 位)	98.30%(見込み)
府下平均	95.22% (31 市)	95.83% (31 市)	96.61% (31 市)	

- ・市民の納税意識の高揚を図るため、国及び府と協力して広報・啓発活動を行います。

3 市民サービスの向上

市民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの納付や届出の金融機関からの自動振替など、収納機会のチャンネルを増やし納期内納付を推進します。また、マイナンバー制度導入に伴う個人（法人）番号の活用で、納税者の利便性向上と税務事務の効率化を図ります。その他、地方税ポータルシステム（e L T A X）による申告・申請の受付などの電子利用の促進をします。

- ・コンビニエンスストアより一部の市税を納付できます。

（取扱税目：個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）

《コンビニ利用率実績》（利用率=コンビニでの納付件数/総納付件数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個人市民税（普通徴収）	40.5%	43.3%	45.4%	47.9%
固定資産税・都市計画税	22.7%	25.1%	27.6%	29.0%
軽自動車税	47.4%	49.9%	50.6%	54.4%
利用割合（全体）	31.8%	34.3%	36.2%	38.2%

- ・納税の際にわざわざ金融機関に行く手間を省くとともに、ついうっかり納め忘れないように便利な口座振替を推奨しています。

（取扱税目：個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税）

《口座振替利用率実績》	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個人市民税（普通徴収）	18.8%	19.4%	18.5%	18.7%
固定資産税・都市計画税	27.4%	27.3%	27.4%	28.3%
利用割合（全体）	24.7%	25.0%	24.8%	25.6%

※参考 手数料（市の負担分）

銀行窓口、本庁 1 階市金庫、本庁 3 階納税課窓口および	
行政サービスセンター	0 円
コンビニ納付	6 1 円

口座振替 銀行	4円
郵便局	10円

《コンビニでの税証明書発行件数》

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
19 件	219 件	752 件

※利用できるコンビニ

セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート

ミニストップ、イオンリテール

※利用時間

12月29日～1月3日を除く、6：30～23：00

※手数料

平成30年4月1日より 300円 → 200円

《eL TAX利用件数》 (取扱税目：法人市民税、個人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
			()内は全体の申告件数
法人市民税	11,771 (21,759)	12,764 (22,205)	13,828 (22,511)
個人市民税(普通徴収)	12,347 (54,916)	14,677 (57,423)	19,443 (55,666)
固定資産税(償却資産)	1,700 (11,047)	2,116 (10,325)	2,983 (11,201)
事業所税	144 (1,126)	155 (1,127)	178 (1,145)

4 特別徴収義務者の一斉指定

個人住民税の納税義務者の大半を占める給与所得者について「市町村は所得税を源泉徴収して納付する義務がある給与支払者(事業主)を特別徴収義務者に指定し、その者に給与所得者に係る個人住民税を徴収させなければならない。」と地方税法に規定されています。

この特別徴収による納入を徹底させるため、近畿2府4県が連携をとって実施に向けた様々な取り組み(チラシやホームページによる周知活動、説明会の開催等)を行ってきました。この取り組みの集大成として、本市においても平成30年度より給与支払者に対し、特別徴収義務者の一斉指定を行います。

※特別徴収のメリット

- ① 特別徴収の場合、各従業員が金融機関等へ支払いに行く必要がないので、納め忘れがなくなる。
- ② 年税額を12回に分割して納付するため、4回に分割して納付する普通徴収に比べて、1回あたりの負担が少ない。